

市相一陳情 第10号
平成18年5月19日

秋田県労働福祉協議会
会長 長谷川 秀夫 様

秋田市長 佐 竹 敬 欠



労働者福祉に関する要請(回答)

平成18年4月3日付けで要請のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 労働者福祉の向上・前進に向け、秋田県労福協および構成団体である労福事業団体（東北労働金庫秋田県本部、全労済秋田県本部、秋田県勤労者住宅生活協同組合、財団法人秋田県労働会館）に対して引き続き支援・協力していただくとともに、事業や制度内容を周知・宣伝していただきたい。

これまでどおり支援を継続するとともに、可能な範囲で協力してまいります。また、各種制度等については、今後も広報あきた等を通じ周知を図ってまいります。

《工業労政課》

- 2 安心と信頼の社会保障制度確立に向けて、年金、医療、介護、福祉の一体的見直し、抜本改革を早急に実現するよう政府・関係省庁に働きかけていただきたい。

各種施策の改革等については、全国市長会等を通じ要望しているところですが、今後も一層働きかけてまいります。

《工業労政課》

- 3 東北労働金庫秋田県本部に対する預託金について、①労働者福祉対策金2億円、②秋田市勤労者福祉サービスセンター融資制度見合い預託金1千万円をお願いしたい。

預託は継続する方向ですが、金額については検討しているところです。

《工業労政課》

- 4 財形制度を以下のように改善するよう、政府・関係省庁に働きかけていただきたい。

1) 財形年金および財形住宅貯蓄の非課税限度額を、現行の550万円から1,000万円に引上げること。併せて、非課税限度額を越えた金額のみ課税となる積立を認めること。

2) 非課税財形貯蓄については、解雇等によりやむを得ず中途払い出しを行う場合について、遡及課税は行わないこと。

財形貯蓄の非課税限度額制度は、勤労者が資産形成により生活の安定を図ることへの税制面での支援という意味合いを持っており、金融税制等の制度との整合性を図りながら、雇用の流動化が進む中での制度設計を含め、税制全体の中で議論されるべきものであると認識しています。なお、新たな積立制度の創設などについては、税制調査会など今後の政府の動向を見守ってまいります。

《市民税課》

3) 雇用の流動化、雇用形態の多様化など、時代の変化に対応した財形制度にするため、財形契約者であった者が転職した場合、転職先に財形制度がない場合であっても、特例自己積立制度の改善をはかることによって財形貯蓄の積立が継続できる制度にすること。

4) 財形年金貯蓄契約時の年齢制限および据置期間の制限を撤廃すること。

5) 財形教育融資の拡充、財形活用助成金制度の改善をはかること。

ご指摘の問題については、国の審議会等でも取り上げられていることから、今後も国の動向を見守ってまいります。

《工業労政課》

5 労働者共済事業の強化をはかり、加入者の生活向上に資するため、政府・関係省庁に働きかけていただきたい。

1) 生命共済、年金共済、火災共済などの共済掛金控除制度を堅持し、所得税法および地方税法上の所得控除限度額を上げること。

2) 損害保険料控除とは別枠で、自然災害共済の共済掛金にかかる所得控除制度を創設すること。

各種共済掛金控除制度については、所得控除等の制度との整合性を図りながら、税制全体の中で議論されるべきものであると認識しています。共済掛金控除制度の在り方や自然災害共済掛金控除制度の創設についても、税制調査会など今後の政府の動向を見守ってまいります。

《市民税課》

6 地震等の自然災害により被害を受けた住宅の再建を促進するため「被災者生活再建支援法」の支給対象を拡大するなど、住宅本体の再建を支援する制度を早急に実現すること、併せて、地震による被害を軽減するため、住宅耐震化の施策を拡充するよう、政府・関係省庁に働きかけていただきたい。

地震等の自然災害により被害を受けた住宅の再建の促進については、全国市長会を通じて、国に対して被害者の実態にあった十分な対応ができるよう、住宅の被害認定等に関する基準の改善を行うとともに、住宅本体の建築費・補修費を支給対象とするよう、制度の拡充を働きかけているところです。

また、住宅の耐震化の施策拡充については、住宅家屋の耐震診断や耐震改修に対する財政措置の充実を図るとともに、耐震改修を促進するための税制を早期に創設することを要望しており、平成18年1月に、耐震改修促進法が改正され、住宅・建築物耐震改修等事業が拡充されております。なお、平成18年度税制改正において「安心・安全への配慮」として、固定資産税の耐震改修住宅の税額減額措置（平成19年度課税分から適用）および所得税・個人住民税における地震保険料控除（平成20年度分以後適用）が創設されています。

《建築指導課、住宅整備課、市民税課、資産税課》

7 住宅ローン減税制度の延長および拡充をはかるよう、政府・関係省庁に働きかけていただきたい。

1) 控除期間を現行10年から15年にすること。控除率を現行の1%から1.5%に拡充

すること。

2) 増改築等に関わるローン控除制度の借入期間を3年以上と大幅に緩和すること。

住宅ローン減税については、個人の計画的な持ち家取得を支援するため、平成16年3月の法律改正において平成20年度までの制度の延長措置が講じられたところです。

今後の減税措置については、その推移を見極めながら、国の住宅供給政策全般を注視してまいります。

《市民税課》

8 賃金など基本的な労働条件をはじめ、福祉施策の面でも大企業と中小企業で働く労働者の格差は年々広がってきています。中小企業労働者・パートタイム労働者の生活基盤の安定は重要な課題であり、「中小企業労働者福祉サービスセンター」の役割は重大です。

「中小企業勤労者福祉サービスセンター」について、充実・強化・自立化に向けて広域化を推進していただきたい。中退共、財形、福利共済、各種融資制度などに係わる諸施策を柱として、対応できるサービスの提供をめざして取組んでいただきたい。

勤労者に対し、より充実したサービスが提供できるよう、中小企業勤労者福祉サービスセンターとともに調査・検討してまいります。

《工業労政課》

9 公的介護保険サービスの担い手であるNPOやボランティア団体の市民・住民互助団体に対する支援・育成を強化していただきたい。

NPOやボランティア団体等による各種の市民活動については、地域社会を支える存在として一層その促進を図ることが必要と考えておりますが、その運営については、個々の事情に応じて行われるものと認識しています。

本市では、平成15年度に「秋田市市民活動促進基本方針」を策定し、市民活動が促進されるための各種施策を検討・展開することにより、市民一人ひとりが各種の市民活動に参加しやすい環境づくりに努めています。

また、拠点センターアルヴェの市民交流サロンに市民活動支援アドバイザーを配置し、常時、市民活動に関する相談の受け付けや、情報提供等を行っています。

さらに、各市民活動に対しては、その自主性や独自性を重んじ側面的な支援を行うこととしており、こうした施策の総体的な成果が、これら組織等への支援や育成

につながっていくものと考えています。

《市民協働・地域分権推進室》

10 勤労者の仕事と育児・介護の両立を支援する施策を促進していただきたい。

関係機関と連携し、十分な情報提供により、各種制度の利用促進に努めてまいります。

また、次世代育成支援法により、自治体においては次世代育成支援行動計画を策定し、職業生活と家庭生活との両立の推進等について具体的な数値目標を定め、達成することが義務づけられていることから、十分な支援策を講じてまいります。

《工業労政課》

11 秋田県中央メーカーに対し「35万円」の補助金をお願いしたい。

来年度についても、補助すべく検討していますが、補助額については本市の予算編成方針に従って決定することとしています。

《工業労政課》

12 秋田労福協が毎年秋に主催する「チャリティゴルフ大会」が、今年で18回を数えました。この大会は災害遺児援助と銘打ち、プログラムへの協賛広告などを元に、災害遺児愛護会などの福祉団体に、今年は総額130万円を寄贈します。秋田市からもこの趣旨をご理解いただき、協賛広告や役職員へ参加の呼びかけをしていただきたい。

ご要望については、可能な範囲で協力してまいります。

《工業労政課》

【問い合わせ先】

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市 企画調整部 市民相談室
(広聴担当)

電 話 018-866-2039

F A X 018-866-2281